



# 埼玉県報

第 3029 号  
平成 30 年(2018 年)  
8 月 17 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 家畜伝染病（山羊のヨーネ病患者）の発生（畜産安全課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 平成 30 年度埼玉県立学校 19 校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示（高校教育指導課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（越谷建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第九百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW加須店

埼玉県加須市浜町一―八

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

#### ハ 変更年月日

平成二十五年九月一日

#### ニ 届出年月日

平成三十年八月六日

#### 二 縦覧期間

平成三十年八月十七日から平成三十年十二月十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年八月十七日から平成三十年十二月十七日まで

#### ロ 意見書提出先



# 告示

## 埼玉県告示第九百五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年八月十七日

埼玉県知事 上田清司

|            |                |                 |            |              |                       |        |
|------------|----------------|-----------------|------------|--------------|-----------------------|--------|
| 山羊<br>ヨーネ病 | 伝染病及び<br>家畜の種類 | 患畜及び<br>疑似患畜の区分 | 頭数又は<br>群数 | 発生場所又は<br>区域 | 発<br>生<br>年<br>月<br>日 | 処<br>置 |
| 患畜         |                |                 | 二頭         | 狭山市          | 平成三十年<br>八月三日         | 鑑定殺    |

# 告 示

## 埼玉県告示第九百六号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影 地上画素寸法十二センチメートル）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成三十年十月一日から平成三十一年三月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第九百七号

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

三芳町

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

三芳町全域（十五・三三平方キロメートル）

### 四 作業期間

平成三十年八月十四日から平成三十一年三月八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第九百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

平成30年度埼玉県立学校19校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年6月8日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号

5 落札金額

414,524,088円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年4月27日

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年八月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成三十年八月一日

指令川建セ第三〇〇〇三一号

#### 二 検査済証番号

平成三十年八月十四日

川建セ第三〇〇〇五号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字石坂字夜一山九百四十一番一、九百四十一番二、九百四十一番十一、九百四十一番十二、九百四十一番十三

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田 貴司

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年八月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

| 指定番号                   | 第一号   |   |   |  |  |
|------------------------|---|---|---|--|--|
| 指定に係る道路の種類             | 建築基準法第四十二条<br>第一項第四号                              |   |   |  |  |
| 指定の年月日                 | 平成三十年八月九日   |   |   |  |  |
| 指定に係る道路の位置             | 埼玉県三郷市花和田字助野五百三十七番地一先から<br>埼玉県三郷市谷口字木之下三百十四番地二先まで | 埼玉県三郷市谷口字助野二百六十二番地先から<br>埼玉県三郷市花和田字木之下五百五十八番地五先まで | 埼玉県三郷市谷口字助野二百六十二番地先から<br>埼玉県三郷市谷口字木之下三百十四番地二先まで | 埼玉県三郷市谷口字助野二百六十六番地一先から<br>埼玉県三郷市谷口字木之下三百十八番地一先まで | 埼玉県三郷市谷口字木之下三百十八番地一先から<br>埼玉県三郷市谷口字木之下三百十九番地二先まで |
| 指定に係る道路の延長<br>(単位メートル) | 三百六十七・四   | 二百八十・六  | 三十六・二   | 三十二・六  | 百七十一・三   |
| 指定に係る道路の幅員<br>(単位メートル) | 十二・五  | 八・〇   | 七・二(六・五)  | 六・〇  | 十・〇  |

## 告 示

### 埼玉県選挙管告示第三十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年八月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十年八月二十四日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ 公職選挙事務取扱規程の一部改正について

ウ その他